

山添村森林経営管理意向調査 業務仕様書

1. 委託業務期間

契約締結の日～令和8年3月10日まで

2. 業務目的

森林環境譲与税を活用し、町内の森林における所有者の意向調査をエリア毎に実施し、現時点の状況を把握する。それにより、森林整備(危険木伐採・特殊伐採)・普及啓発(山林所有者や森林ボランティアに対する森林教育)さらには管理委託や所有者変更(売買仲介)につなげていくことを目的とする。

3. 業務内容

- (1) 意向調査の支援
- (2) 調査結果の分析と対策の検討支援
- (3) 次年度以降の対策の企画支援

4 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるもののほか、次に掲げる法令等に準拠するものとする。

- (1) 山添村個人情報保護条例
- (2) 山添村契約規則
- (3) その他関係法令・規則・通達等

5. 業務概要

(1) 打合せ協議

打ち合わせ協議は、概ね着手時、納品時とするが、その他必要に応じて協議を行う。

(2) 計画準備

業務の目的及び内容を十分把握して具体的検討方針を立案、業務計画書を作成する。

(3) 資料収集及び整理

本業務を遂行するにあたり、必要な資料及び情報を収集する。なお、林地台帳データ及びその他必要なデータは、発注者が貸与するものとする。

(4) 意向調査区域・件数の設定

今年度を初年度として、3つの地区に分け順次調査を実施する。但し、単に調査を急ぐのではなく、調査結果に基づく対策を丁寧に実施していくことが基本方針。

今年度は第一弾として、東山地区（室津、松尾、的野、峰寺、桐山、北野）の調査を実施する。対象を人工林に絞り、固定資産税納税者リストをベースに重複や調査不要な所有者を除外して対象リストを作成する。

(5) 意向調査書の発送

(6) 意向調査結果の集計・分析

(7) 対策企画検討会の実施

調査結果に基づき、対応を検討する。

(8) 業務報告書作成

本業務での成果を取りまとめ、下記のとおり提出するものとする。

- | | |
|---------------|----|
| ①業務報告書 | 1部 |
| ②意向調査対象者一覧 | 1部 |
| ③意向調査結果及び集計結果 | 1部 |
| ④次年度実施対策の企画書 | 1部 |

※電子データでも提出

(9) 上記（１）から（８）において適宜地域林政アドバイザーによる活動支援を行う。

6 業務の完了

本業務は、発注者の検査・合格を以って完了とする。その際、訂正等指摘事項があれば受託者は速やかに訂正を行うものとする。

7 成果品の契約不適合

業務完了後、受託者の過失又は粗漏により不良箇所が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な処理を受託者の負担において行うものとする。

8 成果品の帰属

本業務において使用又は作成した成果品等はすべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく使用、流用或いは複製やこれを他に公表・貸与してはならない。なお、既に他に著作権があるものを使用した場合は、この限りではない。また、他より得られた資料や文献等を引用するときには、その出典名を明記することとする。

9 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故等に対して一切の責任を負い、これに係る費用は全て受託者の負担とするとともに、発注者に発生原因・経過・内容等を報告し、発注者の指示に従うものとする。

10 個人情報の取り扱い

受託者は個人情報を取り扱う際は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害することのないようにしなければならないものとし、受託者が運用する情報セキュリティ等の規定等に従い、情報の漏洩防止及び事故防止対策の措置を講ずるものとする。

11 品質管理等

受託者は、適切かつ厳格な品質管理を行うため関係法令、規則等を遵守しなければならない。

12 守秘義務

受託者は、本業務の内容及び業務に関わる資料を第三者に漏洩させ、又は当該業務の目的以外に使用してはならない。

13 書類の保管

受託者は、本業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、発注者あるいは会計検査院の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保管しなければならない。

14 納入場所・納入期限

本業務における成果品および提出書類の納入場所、期限は、次のとおりとする。

- (1) 場 所：山添村役場 農林建設課
- (2) 期 限：令和8年3月10日（火）まで

15 資料の収集・整理

受託者は、本業務を実施するために必要な資料を収集し、作業を効率的に実施できるよう整理するものとする。

1 6 打合せ協議

(1) 打合せ協議は、業務着手時、中間時、業務完了時のほか、業務に対し必要に応じて適宜実施するものとする。

(2) 打合せ協議が行われた際に、受託者は打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を得なければならない。

(3) 打合せ協議については、発注者が認めた場合については、リモートによる実施を可能とする。

1 7 疑義

本業務の本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議のうえ、発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

1 8 問い合わせ先

〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西 1 5 1 番地

山添村農林建設課

森林意向調査事業担当：石原、塩崎

TEL：0743-85-0046 FAX：0743-85-0472

メール：nouken@vill.yamazoe.nara.jp.

以上